

G I 「山梨」 日本酒・ワインプロモーション業務委託

仕様書

1 業務の目的

日本ワインの発祥の地であり、日本のワイン文化を牽引してきた山梨県は、平成25年7月、国から全国で初めてワインの地理的表示（G I）「山梨」の指定を受けており、甲州ワインを中心に国際的な権威のあるワインコンクールでも数々の受賞を果たしている。

これに加え、令和3年4月、日本酒においてもG I 「山梨」が指定された。生産基準では、富士山や南アルプスなどの名峰で育まれた本県自慢の豊かで良質な水に着目し、原料となる水の採取地を県内6水系に限定するなど、山梨ならではの地域特性にこだわった内容となっている。

G Iには高い生産基準が求められることから、同一県で2つの酒類での指定は、全国初の快挙といえる。これに加えて、本県は、地ビール、焼酎、ウイスキーなどの産地でもあり、これほど多様な酒類の産地は全国的にも珍しい。

このような中、全国随一の「美酒の宝庫」山梨として、高品質な県産日本酒・ワインについて、産地としてのイメージを定着させ、高付加価値化を図り、さらなる販売量向上へつなげるため、年間を通じたコロナ禍にも対応した戦略的・効果的なプロモーションを実施することとする。

2 業務委託名称

G I 「山梨」 日本酒・ワインプロモーション業務委託

3 履行期間

契約締結翌日から令和4年3月15日（火）まで

4 委託業務概要

- (1) 山梨には2つの酒類のG Iがあり、県内外に向けて、山梨が「美酒の宝庫」として上質な環境を提供することが認知されるプロモーションを行う。
- (2) 県産日本酒・ワインが、豊かな自然によって育まれたハイクオリティなものであることが県内外で広く認知されるとともに、地元民も誇りに思えるようなプロモーションを行う。

5 委託業務

(1) SNS広告等の配信

①全体的事項

- ・ SNSやインターネットメディアを通じて、閲覧者に訴求する広告（以下「SNS広告等」）を配信し、「4委託業務概要」に記載したプロモーションを効果的に行うこと。
- ・ 提案には、当該手法が有効な理由と、効果検証の方法を記載すること。

②ランディングページ（以下「LP」）・SNS広告等の作成

- ・ いかにして閲覧してもらえるかを考え、良質な写真、読みやすい記事やレイアウトなど、美しくダイナミックな情報の発信及び記事の制作に努めること。
- ・ LPの内容は、SNS広告等の運用実績や季節のイベント等に応じて、閲覧してもらえるような工夫を施すなど、県産日本酒・ワインについてより深く知りたくなるものとし、山梨県酒造組合、山梨県ワイン酒造組合等（以下「組合等」）が運営するサイトへの誘導を図ること。
- ・ 県産日本酒・ワインのLP、SNS広告のパターンは、SNS広告等の運用実績や季節のイベント等に応じて、それぞれ3パターン以上作成すること。
- ・ 山梨県及び組合等と事前調整・確認を行って作成すること。なお、特定の事業者の広告にならないよう留意すること。

③LP・SNS広告等の運用

- ・ SNS広告等の運用にあたっては、15万PV（ページビュー）以上を保証した上で数値目標（KPI）を設定すること。
- ・ LPから組合等が運営するサイトへの誘導に係るCVR（コンバージョン率）について、2%以上を保証した上でKPIを設定すること。
- ・ その他独自のKPIを設ける場合は、「4委託業務概要」に記載したプロモーションを効果的に行うために有効なKPIを設定すること。
- ・ KPIで示した各数値を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大限を目指して事業を継続すること。
- ・ 広告配信回数は目的に応じて最適な期間、投稿頻度を提案することとし、実現可能なスケジュールを設定すること。
- ・ 山梨県及び誘導先のホームページに関係する団体の信用やブランド価値を損なうことのないよう広告の運用を行うこと。

④その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・ 本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

(2) ポスター・パンフレットの作成

①全体的事項

- ・「(1) SNS 広告等の配信」で作成する広告と、統一感があるものとする。
- ・特定の施設や銘柄に限定したものではないこと。

②ポスターのデザイン

- ・写真、キャッチコピー等をデザイン、レイアウトし、それ単体で県産日本酒・ワインを表現できるものとする。
- ・キャッチコピーは、県産日本酒・ワインの魅力をインパクトのある文言で表現できるものとする。なお、キャッチコピーは今回制作するポスターに限らず、広告、広報など、多様な場面で使用することを想定している。

③ポスター掲示予定場所

- ・県内の観光施設（協力が得られる施設）
- ・県内企業の都内の支店（協力が得られる企業）等

④ポスターの印刷

上記「②ポスターのデザイン」で制作したデザインを、下記のとおり印刷すること。

- ・枚数 200枚
- ・サイズ A1判縦
- ・色 フルカラー
- ・用紙 コート 135kg
- ・インク 耐抗インキ
- ・納期限 令和3年8月27日（金）
- ・納品場所 産業振興課

⑤パンフレットの内容

- ・一般消費者等に対し、G I 「山梨」の特徴や、県産日本酒・ワインの魅力等を効果的に伝えるとともに、認知度向上、イメージアップにつながる内容とすること。
- ・G I に係る制度の説明、山梨県の気候・風土の特徴、G I 山梨の原料・製法・特徴、「美酒の宝庫」としてのPR、産地としての魅力、その他PRポイント等の情報を盛り込むこと。

⑥パンフレット翻訳

- ・英語、中国語（簡体字）に翻訳すること。

⑦パンフレットの印刷

上記「⑤パンフレットのデザイン」で制作したデザインを、下記のとおり印刷すること。

- ・枚数 5,000枚
(うち、日本版3,000枚 英語版1,500枚、中国語版500枚)
- ・サイズ 手に取り持ち帰ってもらいやすいサイズを提案すること。全体の規模は、A4で4ページ程度とする。(文字数3,000字程度を想定)
- ・色 フルカラー

- ・用紙 コート 135kg
- ・インク 耐抗インキ
- ・納期限 令和3年8月27日（金）
- ・納品場所 産業振興課

⑧データ

- ・版下データを制作時のデータ形式（イラストレータデータなど）及びPDFデータでCDに納めて納品すること。
- ・本業務で制作したポスターをHPに掲載できるように、サイズダウンしたPDF（1MB以下）を合わせて納品すること。

⑨その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

（3）メディアツアーの実施

①全体的事項

- ・「美酒の宝庫」山梨として、県産日本酒・ワインの魅力やテロワール、上質さが伝わるツアー内容とし、情報発信力が高いメディア（BtoB、BtoCは問わない）が参加を希望するような内容とすること。
- ・提案には、当該手法が有効な理由と、効果検証の方法を記載すること。

②実施にあたっての留意事項

- ・1回以上実施すること。なお、日本酒とワインでそれぞれ対象とするメディアが異なる等の場合は、日本酒とワインで分けて実施することも可能とする。
- ・参加メディアにおいて必ず発信を行うことを条件として、参加を促すこと。
- ・対象とするメディアは、提案者が選定することとし、山梨県に協議したうえで決定すること。
- ・メディアツアーの実施にあたっては、最適な実施時期、日程、コース設定、参加人数及び参加対象等を提案すること。
- ・メディアツアーの実施に関わる企画・運営、連絡調整等を行うこと。

③その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

6 業務実施体制

事業の実施にあたっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

（1）業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実

施させること。

- ③ 業務実施責任者は、PR 場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・PR 業務を行うこと。
- ② 業務従事者は3名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

7 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出するものとする。

(2) 事業成果の帰属等

- ①委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、すべて山梨県に帰属するものとする。
- ②委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、「G I 山梨日本酒・ワインプロモーション業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対

象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- (4) 委託業務において制作したPR資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として提出すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。